

大河原町告示第 83 号

大河原町制限付一般競争入札告示

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 14 日

大河原町長 齋 清 志

1. 制限付一般競争入札に付する工事

- ① 工事番号 ー
- ② 工 事 名 大河原町立大河原南小学校 1 号校舎外壁・屋上防水ほか改修工事
- ③ 施工場所 大河原町大谷字鷺沼入 27 番地 1 地内
- ④ 工 期 議会議決日の翌日から令和 7 年 12 月 19 日まで
- ⑤ 工事概要
 - 【1 号校舎】
 - (1)外壁改修 (窓枠シーリング・モルタル浮き・クラック・塗装等の改修)
 - (2)防水改修 (屋上防水・バルコニー床等の改修)
 - (3)その他改修 一式
- ⑥ 支払条件 前払金 有り 支払限度額 契約額の 40%以内
- ⑦ 入札方法 制限付一般競争入札

2. 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号の規定に該当しないこと。
- (2) 直前 1 年間に於ける法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について完納していること。
- (3) 令和 7・8 年度大河原町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の条件を満たす者であること。
 - ① 大河原町内に本社(店)若しくは支店、営業所等を有すること。(営業所等の場合は、大河原町に入札契約等の権限を委任された営業所である旨の受注者登録を行っていること。)
 - ② 建設業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けていること。
 - ③ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 700 点以上かつ 1 級技術者数が 1 人以上 であること。
 - ④ 当該工事と同種の工事を元請として施工した実績があること。(共同企業体の場合は代表者としての実績に限る)
 - ⑤ 建設業法第 26 条の規定に基づく有資格者を主任技術者として配置し、かつ適正な人員を配置できること。
 - ⑥ 宮城県内の地方自治体から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ⑦ 大河原町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 25 年告示第 16 号)別表の措置要件のいずれかに該当するものでないもの。

- ⑧ 当該工事に係る仕様書，設計図書等を閲覧し，現場説明図書等閲覧調書を提出すること。(令和7年5月9日(金)まで現場説明図書等閲覧調書の提出が無い場合は，入札に参加できません。)

3. 契約規則等について

大河原町建設工事制限付一般競争入札実施要綱によるものとする。

大河原町建設工事制限付一般競争入札実施要綱は、6. 入札の日程（以下「6.」という。）表の示す場所で閲覧できる。

4. 入札手続き等

(1) 担当課

区 分	担当課	電話番号	住 所
入札・受付担当課	大河原町 政策企画課	0224-53-2112	〒989-1295 宮城県柴田郡 大河原町字新南19番地
工事担当課	大河原町 教育総務課	0224-53-2742	FAX 0224-53-3818

(2) 入札参加資格申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、6. の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等について

当該工事に係る仕様書，図面及び契約条項等（以下「設計図書等」という。）は希望者には貸し出しを行う。

イ 貸し出しの期間及び場所は、6. の表に示すとおりとする。なお、政策企画課窓口には閲覧用図書があるので、告示に定める期間まで閲覧することができる。

ロ 設計図書等についての質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、6. の表に示す期間内に持参または FAX により政策企画課に提出すること。

なお、質問書に対する回答は、6. の表に示す期間及び場所に掲示し、閲覧に供するとともに FAX にて質問者に回答する。

ハ 設計図書等については CD-R 又は DVD-R でのデータ貸し出しを行う。返却を要するが、未使用の CD-R 又は DVD-R との交換により返却不要とする。なお、セキュリティの問題から USB メモリ等の使用はできない。

5. 入札参加申請書類等

(1) 申請書類

本工事に入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

① 単体の提出書類

イ 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）	2部
ロ 主任(監理)技術者等の資格	1部
ハ 建設業許可証明書の写し	1部
ニ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	1部
ホ 納税証明書の写し（未納が無いことが確認できるもの）	1部
ヘ 返信用封筒（切手貼付、申請者の住所及び名称記載）	1枚

※申請書一式をホチキス等でまとめて綴ること。袋綴じの必要はない。

(2) 入札参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所

イ 提出方法

直接持参又は郵送による。(郵送の場合 5 月 9 日(金)午後 3 時まで必着)

ロ 提出期限及び場所

6. の表に示すとおりとする。

(3) 入札参加資格の有無については、6. の表に示す期日に、入札参加資格結果通知書により申請者全員に通知する。その際、承認者には承認通知書により、不適格者には不承認通知書により通知するものとする。

(4) 入札参加希望者が、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由について書面で問い合わせることができる。

その場合は、その旨を記載した書面を令和 7 年 5 月 20 日(火)正午までに政策企画課へ提出すること。

6. 入札等の日程

手続き等	期間・期日・期限	場 所
入札参加申請書類等の交付	期間 令和 7 年 4 月 15 日(火)から 令和 7 年 5 月 9 日(金)まで	大河原町役場 2 階 政策企画課管財係
設計図書の閲覧	期間 令和 7 年 4 月 15 日(火)から 令和 7 年 5 月 12 日(月)まで	大河原町役場 2 階 政策企画課前
設計図書の貸出 (電子媒体 CD-R)	設計図書を貸出す期間 令和 7 年 4 月 15 日(火)から 令和 7 年 5 月 12 日(月)まで	大河原町役場 2 階 政策企画課管財係
質問書の受付	期間 令和 7 年 4 月 15 日(火)から 令和 7 年 5 月 9 日(金)まで	大河原町政策企画課 FAX による質問書も受付可 但し着信確認を要す FAX 0224-53-3818
質問書の回答の掲示	期間 令和 7 年 4 月 15 日(火)から 令和 6 年 5 月 12 日(月)まで	大河原町役場政策企画課前 掲示板に掲示 質問者には FAX にて回答
入札参加資格申請書類提出	期限 令和 7 年 4 月 15 日(火)から 令和 7 年 5 月 9 日(金)まで	〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 1 9 番地 大河原町政策企画課
入札参加資格通知	期日 令和 7 年 5 月 16 日(金)発送	

入札執行の日時及び 場所	日時 令和 7 年 5 月 23 日(金) 午前 10 時 15 分から	大河原町役場 2 階 第 4 会議室
-----------------	--	-----------------------

(注) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 4 時まで
(ただし、正午から午後 1 時までを除く。) とする。

7. 入札方法等

- (1) 入札参加者は、誓約書及び入札参加資格審査結果通知書(原本)を持参すること。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。
- (3) 郵送、電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。
- (4) 入札執行の回数は、3 回を限度とする。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札は 1 者以上の参加で執行する。
- (7) 所定の時刻までに、入札会場に入れない者は失格とする。

8. 入札保証金 免除する。

9. 工事内訳書の提出について

- (1) 入札参加者は、第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載する入札金額に対応した工事内訳書を入札参加受付時に提出すること。
- (2) 工事内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。用紙については、日本工業規格 A 列 4 番とする。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返戻しない。

10. 最低入札価格 設定する。(事後公表)

(大河原町最低制限価格制度実施要綱による)

11. 入札の無効等

- (1) 本告示に示した入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。
なお、入札参加資格を有する旨を確認された者であっても、入札時点において、**2.** に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。
また、前記 9. (1) の積算内訳書が提出されていない入札書は無効とする。
- (2) 契約締結後において、(1)により入札が失格若しくは無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

12. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札をしたもの

を落札者とする。

- (2) 落札者を決定したときは、後日、当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。
なお、入札結果については、大河原町公共工事の入札結果等の公表に係る要領（平成13年告示第63号）により公表する。

13. 契約保証金

落札者は、大河原町建設工事執行規則第21条の規定に基づき、請負契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。但し、大河原町建設工事執行規則第22条第1項に該当するときは、免除することができる。なお、詳細については、別紙契約保証に関する事項のとおりとする。

14. 契約の締結

落札者の決定後、この入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が、2. に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

また、5千万円以上の請負契約予定金額の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）の規定により、町議会の議決を経てから契約の効力が生じることとなるので、それまでは仮契約を締結するものとする。

15. 週休2日促進工事の対応について

今回発注する工事に係る週休2日促進工事の対応については、対象外とする。

16. その他

- (1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読し、遵守すること。
(2) 入札に関する条項に違反した入札は無効とする。
(3) その他不明な点についての照会先は次のとおり

大河原町政策企画課管財係

電話 0224-53-2112（政策企画課直通）

FAX 0224-53-3818